

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記
載することとし、代表者が自筆で記入したと
きは、押印を省略できる。) 印
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。)

電気通信事業法第 9 条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

注 1 下記(1)の事項を記載すること。

- 2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
- 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)
- 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)

(1) 提供区域

注 1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域 (いわゆるサービスエリア) を記載すること。

- 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 国際電気通信役務を提供する場合 (本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。) にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

- 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府縣市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

6 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

